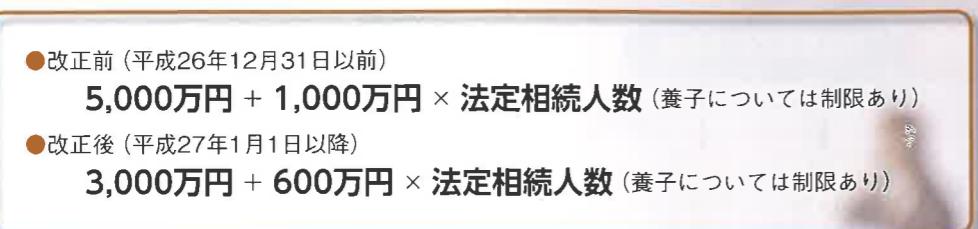


図表1 相続税の基礎控除の計算



図表2 基礎控除額の推移(配偶者+子2名の場合)



これまでの課税最低限の改正の沿革は、平成3年をピークとした地価高騰に併せた軽減措置だった。平成6年の改正から、地価下落以後も20年間据え置かれたことが、同27年改正の背景となっている。そのため、相続人が配偶者と子ども二人の場合の基礎控除額は、改正前に八〇〇〇万円であったものが、改正後は四八〇〇万円と四割減となつた。

課税対象者が広がつたことで、が然、相続税に注目が集まつている。平成27年1月1日施行の相続法の改正により課税対象となる財産(遺産)の下限が図表1のとおり引き下げられた。そのため、相続人が配偶者と子ども二人の場合の基礎控除額は、改正前に八〇〇〇万円であったものが、改正後は四八〇〇万円と四割減となつた。

同族会社 が知りたい 相続対策

税理士 古原正昭

1 相続税法の改正経緯について

課税対象者が広がつたことで、が然、相続税に注目が集まつている。平成27年1月1日施行の相続法の改正により課税対象となる財産(遺産)の下限が図表1のとおり引き下げられた。

そのため、相続人が配偶者と子ども二人の場合の基礎控除額は、改正前に八〇〇〇万円であったものが、改正後は四八〇〇万円と四割減となつた。

2 相続対策について

筆者自身も税理士として、相続税の申告書の作成を委嘱されることがある。また、申告書作成を依頼された相続人から「相続税の節税対策」の相談もされる。しかし、そのような悩みをお持ちの相続人にはいささか酷な回答だが、「相続があつてからの相続対策はあります」と答えるのが常だ。

3 同族会社に関する 相続財産

同族会社と相続財産の関わりは、オーナー保有の「株式」以外にも「会社への貸宅地」「会社への貸付

質的な帰属(持ち主)が問題視される。

一般に同族会社の場合は、株券を発行する例が少ないため、株主名簿の管理も、経理担当者が配当金の支払事務用に形式的に作成している、法人税申告書の別表二(同族会社等の判定に関する明細書)に記載する程度の管理しかしていない事例もある。

実質的な株式の持ち主の内実までは、オーナー経営者しか知らないことが多い。創業の初代社長から二代目、三代目と経営が引き継がれるにあたり、避けて通れない重要な課題として株式の移譲がある。

② 主宰法人の株式の帰属の判定
相続税調査では、被相続人が主宰していた法人の株式の「帰属の判定(名義株調査)」も重要な調査項目の一つで、被相続人が法人の「帰属の判定」は特に重要な創業者である場合には、その株式の「名義株調査」においては、「実質株主」であることの「直接証拠」にはならない。あくまで「状況証拠」の一つであり、他の「判断要素」が「名

義株」を示すものであれば、「名義株」と認定される可能性もある。

③ 親族名義の株式

相続人などの親族が「贈与を受けて株主」となっている場合は、株式の「管理運用状況」「法定果実(配当金)の受領状況」「株式の権利の行使状況(株主総会での議決権の行使)」「株式の自由な処分権」等を基にその株式が実質誰に帰属するのか、誰の物なのかを判断することになる。

④ 社員・取引先等の名義の株式

設立時からの株主や取引先、社員や従業員が、株主名簿に記載されている場合は、名義人が「議決権、配当受領権、株式の処分権等の株主としての権利」を行使しているか(一部でも制限されている)とすれば名義株の可能性が出てくることを確認する。

具体的には、

- (1) その株主が株主総会に出席して議決権を行使しているか、総会を欠席する場合、作成された委任状は名義人が署名押印しているか。
- (2) 配当金の支払いが振込みなどが現金なのか、現金の場合は配当金受領の領收書は名義人が署

金」「会社からの未収金」「会社への仮払金」等がある。

「子孫のために美田を残さず」の詩句は、薩摩の英傑、西郷隆盛の家訓の一節だが、会社の経営権や、社長の地位の世襲を願う経営者の心中を子は計つてくれるかはともかく、子どもに託したい親心は世の常だ。相続が「争族」にならぬよう生前中の相続対策を元気なうに対処しておくことが肝要となる。